

株 主 各 位

群馬県藤岡市中字東田1091番地1
株式会社免疫生物研究所
代表取締役社長 清 藤 勉

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前11時
2. 場 所 群馬県高崎市問屋町2-7
ビエント高崎 602号室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第40期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎招集通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ibl-japan.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

第40期定時株主総会における新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、株主の皆様への安全確保及び感染拡大防止のため、株主の皆様には次のとおり、お願い申し上げます。

本株主総会へのご出席をご検討されている株主様におかれましては、マスク着用などの感染防止にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。当日会場におきまして、株主の皆様のためのアルコール消毒液を用意いたしますので、感染拡大防止のため、手指を消毒いただきたくお願い申し上げます。なお、マスクをご着用いただいていない場合には、ご入場をお断りする場合がございます。また、当日、発熱、咳などの症状があった場合や、その他新型コロナウイルス感染症に罹患していることが疑われる場合には、感染症拡大防止のため、株主様のご入場をお断りする場合がございます。そのため、ご自身の体調をご確認の上、体調不良の場合には、ご来場をお控えいただきたく、お願い申し上げます。

株主総会招集ご通知の発送以降、株主総会当日までの状況の変化や政府の発表により、本株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合がございます。この場合には、適宜当社ウェブサイト (<https://www.ibl-japan.co.jp>) にてお知らせいたしますので、株主の皆様におかれましては、随時ご確認賜りますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による緊急事態宣言の発出や各自治体によるまん延防止等重点措置の実施が繰り返し行われたことや世界情勢の悪化等による半導体供給不足やエネルギー価格上昇等の影響があり、引き続き予断を許さない状況となっております。

こうした状況のもと、当社グループの業績につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも当社グループ独自の技術を活用した抗体関連製品群が販売を伸ばし、前年の業績を上回ることができました。その結果、連結売上高は、647,576千円（前年同期比7.4%増）となりました。営業利益につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえ、国内外の出張を抑制したこと等により営業諸経費が減少したことや遺伝子組換えカイコ開発事業における研究開発の選択と集中等により販売費及び一般管理費が減少いたしました。その結果、営業損失は122,219千円（前年同期は240,984千円の営業損失）となりました。また営業外損益につきましては、持分法による投資損失152,733千円を計上した一方、保険解約返戻金23,083千円を計上したこと等により、経常損失は243,472千円（前年同期は310,511千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は258,767千円（前年同期は318,827千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。なお、第2四半期より報告セグメントの区分を変更しております。

セグメント	売上高			営業損益		
	金額 (千円)	前年同期比		金額 (千円)	前年同期比	
		増減額 (千円)	増減率 (%)		増減額 (千円)	増減率 (%)
抗体関連事業	634,223	+45,621	7.8	△14,958	+40,443	—
診断試薬サービス	503,813	+21,569	4.5	58,448	+35,014	149.4
検査サービス	86,084	+9,523	12.4	△8,707	+8,336	—
TGカイコサービス	44,325	+14,528	48.8	△64,699	△2,907	—
遺伝子組換えカイコ開発事業	—	—	—	△95,255	+77,466	—
化粧品関連事業	13,352	△794	△5.6	△12,565	+1,254	—

※遺伝子組換えカイコ開発事業は、研究開発のコスト管理を行っているため売上高はありません。

① 抗体関連事業

当事業の売上高は、以下のとおりです。

- ・診断試薬サービスにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響があるものの、企業や大学等における研究開発活動が活発となってきたこと、また、eマーケティング(SNS等)を活用した販促活動を進めてきた結果、主力のE I A測定キットや抗体は、国内外からの受注が順調に推移し、販売が増加しております。また、動物用体外診断用医薬品の牛海綿状脳症測定キット(B S Eキット)の販売が前年に比べ減少した一方、IBL-International向けアミロイドβ診断薬の原料販売が増加いたしました。その結果、当サービスにおける売上高は、前年を上回ることができました。
- ・検査サービスにおいては、計画していた自由診療への展開が新型コロナウイルス感染症の影響により停滞いたしました。検査センターの新規立ち上げにより、自社キットを用いた検査受託サービスのニーズをとらえ、売上高増加となりました。また、2021年11月1日付で株式会社スカイライト・バイオテック(SLB社)を吸収合併し、「LipoSEARCH」をはじめとするSLB社が行ってきたサービスを一元管理できるようになり、当社代理店ネットワークを活用し、当該SLB社サービスの販売活動を拡充しております。その結果、当サービスの売上高は、前年に比べ増加いたしました。
- ・TGカイコサービスにおいては、培養足場材として用いる研究用試薬の販売が増加したことにより、売上高は前年に比べ増加いたしました。

以上により、当事業の売上高は、前年に比べ増加いたしました。営業利益につきましては、体外診断用医薬品及び体外診断用医薬品原料の開発に注力しているため、開発費は増加したものの、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、国内外の出張諸経費が抑制されたことや、SLB社との吸収合併により人的、物的資源の効率化等で経費が減少いたしました。その結果、当事業の営業損失については、前年を大幅に改善することができました。

② 遺伝子組換えカイコ開発事業

当事業は、遺伝子組換えカイコの繭から生産する抗体やたんぱく質の生産コストの低減を事業化の課題とし、当該課題の基礎研究に集中しております。研究開発費については、GMP準拠による医薬品原料の生産を中止し、基礎研究に集中することにより前年に比べ大幅に減少しております。

③ 化粧品関連事業

当事業の売上高は、「ネオシルク[®]-ヒト型コラーゲンI」配合化粧品「フレヴァン」シリーズにつきまして、国内通信販売の売上は前年同期と比較し減少いたしましたが、欧州市場への販売が計上されました。また、中国市場へのBtoB販売につきましては、コロナ禍における規制やロックダウン等の問題により直接現地代理人との情報交換ができず、目途がついておりません。その結果、当事業の売上高は、前年に比べ微減となりましたが、営業損失は、経費抑制に努め、若干の改善となりました。

当期の剰余金の配当につきましては、業績の向上に努めてまいりましたが、当期

の業績を勘案いたしまして、無配とさせていただきたいと存じます。

株主の皆様には、誠に申し訳ございませんが、何卒事情をご理解いただき、ご了承賜りますようお願い申し上げます。引き続き業績回復にグループ全社を挙げて対処し、早期に配当を行うべく、鋭意努力してまいります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における有形固定資産の設備投資の総額は6,898千円であり、その内容は、次のとおりであります。

藤岡研究所 製造関連機器等(抗体関連事業)

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第37期	第38期	第39期	第40期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	781,215	576,692	602,749	647,576
経常利益(千円)	△155,747	△678,762	△310,511	△243,472
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	△167,319	△668,125	△318,827	△258,767
1株当たり当期純利益(円)	△19.82	△76.00	△34.23	△27.78
総資産(千円)	2,988,314	2,372,989	1,838,038	1,705,338
純資産(千円)	2,145,763	1,948,457	1,629,282	1,368,348
1株当たり純資産額(円)	245.47	208.97	174.70	146.92

(注) 1. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

2. △印は、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び1株当たり当期純損失を示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業の内容
株式会社ネオシルク化粧品	50,000千円	100.00%	ヒト型コラーゲン含有化粧品の販売

(7) 対処すべき課題

① 研究開発の重点投資

当社グループは、治療用医薬品及び診断用医薬品のさらなるパイプラインの充実が、事業の安定化のためには必要となります。そのため、資源投入の集中と研究開発の効率化を図り、また、現行の共同研究先である大学などに加え、優秀な人材を採用し、研究開発のスピードアップを図ってまいります。さらに、海外企業が保有する有用なシーズの発掘も積極的に行ってまいります。

② 体外診断用医薬品への取り組み

診断・試薬事業の領域は、非常に流動的であり、競争が激しいグローバル社会において、安定した収益を生み出すことが困難な領域となっております。安定した収益を生み出すためには、体外診断用医薬品の領域の製品化が必要であると認識し、体外診断用医薬品の研究開発に注力してまいります。

③ 遺伝子組換えカイコ開発事業への取り組み

カイコの繭中に目的タンパク質を産生する生産技術による、遺伝子組換えカイコの繭に産生される抗体やタンパク質は、非特異反応が低いことや動物愛護の対象とならないことから、短期的には、研究用試薬・体外診断用医薬品にて使用する抗体をはじめとした目的タンパク質の置換え利用や化粧品原料等への産業利用を推進し、具体的な生産拡大を目指してまいります。しかしながら、遺伝子組換えカイコの繭から生産する抗体やたんぱく質の生産コストの低減が、利益創出の課題となっております。当該課題の基礎研究に集中しております。

④ 化粧品関連事業における中国向け販売の取り組み

中国市場においては、中国における商標登録問題が解決しましたが、中国市場へのBtoB販売につきましては、コロナ禍における規制やロックダウン等の問題により直接現地代理人との情報交換ができず、目途がついておりません。また、国内市場におきましては、遺伝子組換えカイコ事業で開発した、化粧品原料「ネオシルク[®]ヒト型カラーゲンⅢ」を配合した高級化粧品の開発に取り組み、幅広いユーザーに提供できる製品を開発してまいります。

⑤ 人材の確保及び教育

当社グループは、各事業に精通した研究員及びプロジェクトを推進できる人材の確保が必要不可欠と考えており、研究開発の効率を上げるため、ハード面とソフト面の両面から研究開発に適した環境作りを行い、企業価値の最大化を目指してまいります。

研究開発型企業である当社グループにおいては、自由な発想が生み出される柔軟な組織がふさわしいと考えております。組織が硬直化し、研究開発活動が滞ることがないように、常に問題意識をもって物事に対処する集団として組織を維持運営いたします。

⑥ 財務安定性の確保

当社グループは、研究開発型企業として、積極的かつ継続的に研究開発に投資していく方針であります。投資の源泉は事業からの収益をもって行われることが望ましいと考えておりますが、研究開発テーマにより多額の先行投資が見込まれる場合には、株式の発行等により資金を調達してまいります。当社グループは、引き続き、収益確保のため、現製品の見直しや間接部門コストの削減に努めてまいります。また、研究テーマの選択を行い、経営資源を集中して効率的な経営を行うことが重要であると認識しております。

⑦ 経営管理体制の強化

既存事業に加え、新規事業やサービスの展開が加速し、多角期を迎える当社グループにおきましては、経営の公正性・透明性・継続性を確保するためのさらなる管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。特に昨今におきましては、世界情勢の悪化や新型コロナウイルス感染症の影響により、物流の停滞・各種コストの増大・急激な為替の変動等、社会環境が不安定・不透明な状況となっております。その状況下においても着実に事業を継続するため、各種社内規程や関係法令等の遵守を積極的に推進し、内部統制に資する業務プロセスの整備・運用、必要に応じた是正活動を定期的に行うことで、より透明性が高く健全な経営管理体制を構築してまいります。

⑧ グロース市場の選択について

当社は、2022年4月4日に株式会社東京証券取引所の新市場区分において、グロース市場を選択し同市場に上場となりました。同市場は高い成長可能性を有する企業向けの市場として開設されております。当社はベンチャー企業として高い成長を目指すとともに、経営理念である、「世界で難病に苦しむ人々が、一日も早く病気を克服し、明るく豊かな暮らしを営めるよう社会に貢献する」ことを目指し、株主の皆様や投資家の皆様の期待に応えるべく、さらなるチャレンジをしてまいります。

(8) 主要な事業内容

事業部門	主な内容
抗体関連事業	抗体関連試薬製造販売、試薬関連受託サービス、医薬シーズライセンス、体外診断用医薬品製造販売、遺伝子組換えカイコ関連製品製造販売、リポタンパク質脂質プロファイリング解析サービス、臨床検査サービス
遺伝子組換えカイコ開発事業	遺伝子組換えカイコを用いた基礎研究
化粧品関連事業	ヒト型コラーゲン含有化粧品販売

(9) 主要な事業所等

① 当社

本社・研究所	群馬県藤岡市中字東田1091番地 1
前橋研究所	群馬県前橋市
三笠研究所	北海道三笠市
秋田解析センター	秋田県秋田市

② 子会社

株式会社ネオシルク化粧品 群馬県藤岡市（本社）、群馬県高崎市（アンテナショップ）

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
63名	2名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員7名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62名	4名増	43.6歳	13.8年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員7名は含んでおりません。

(11) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社東和銀行	168,998千円
株式会社秋田銀行	40,000千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

20,000,000株

(2) 発行済株式の総数

9,314,590株 (自己株式1,130株を含む。)

(3) 株主数

9,283名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
清藤勉	1,123,700 ^株	12.07%
B A R A T I R A H I M	210,400	2.26
株式会社トランスジェニック	205,000	2.20
岩井化学薬品株式会社	200,000	2.15
楽天証券株式会社	172,700	1.85
株式会社SBI証券	168,455	1.81
中沢和美	101,600	1.09
星川輝	101,000	1.08
株式会社東和銀行	100,000	1.07
a u カブコム証券株式会社	86,100	0.92

(注) 持株比率は、自己株式(1,130株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	清 藤 勉	株式会社トランスジェニック 社外取締役 株式会社AI Bio 代表取締役社長
常 務 取 締 役	中 川 正 人	業務執行責任者兼事業グループ管理本部長 株式会社AI Bio 監査役 株式会社CURED 社外取締役
取 締 役	前 田 雅 弘	抗体関連事業本部長兼臨床検査事業部長 株式会社AI Bio 取締役
取 締 役	小野寺 昭 子	人事総務部長兼内部監査室長 株式会社ネオシルク化粧品 代表取締役社長
取 締 役	福 永 健 司	株式会社トランスジェニック 代表取締役社長 株式会社新薬リサーチセンター 代表取締役社長 株式会社TGビジネスサービス 代表取締役社長 株式会社安評センター 代表取締役社長
取 締 役	小 嶋 一 慶	弁護士法人ゆうあい総合法律事務所東京事務所
常 勤 監 査 役	岡 住 貞 宏	井上・岡住司法書士行政書士事務所 共同代表
監 査 役	田 山 毅	日水製薬株式会社 社外監査役 田山公認会計士事務所 所長
監 査 役	山 本 禎 良	山本禎良公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役福永健司及び小嶋一慶の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役岡住貞宏、田山毅及び山本禎良の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役田山毅氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役田山毅氏及び監査役山本禎良氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負担する旨を定め

た契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

取締役、監査役（子会社を含む）

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者が負担することになる、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役報酬は、基本報酬のみにより構成されており、当社の目標達成に向けた役割及び職責等を踏まえた適正な水準にすることを基本方針とすることについて、取締役会で決定しております。

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、各役員の役位、職責、業績等を総合的に勘案し、決定するものとしております。

個人別の基本報酬額については、定時株主総会での役員選任決議を受け、その後の取締役会にて役員報酬について協議の上、最終決定については、代表取締役社長へ一任しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由については、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2005年6月24日であり、決議内容は、取締役の報酬総額を200,000千円以内とすること及び監査役の報酬総額を30,000千円以内とすること、となっております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名、監査役の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月29日開催の取締役会にて代表取締役社長清藤勉に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役及び監査役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役及び監査役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	39,587 (3,425)	39,587 (3,425)	—	—	7 (2)
監査役 (うち社外 監査役)	7,920 (7,920)	7,920 (7,920)	—	—	3 (3)

(注) 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む。）を3名に4,939千円を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役の福永健司氏は株式会社トランスジェニック、株式会社新薬リサーチセンター、株式会社TGビジネスサービス及び株式会社安評センターの代表取締役社長であります。株式会社トランスジェニックと当社は資本業務提携を行っております。なお、上記各社と当社との間には取引関係はありません。

社外取締役の小嶋一慶氏は弁護士法人ゆうあい総合法律事務所東京事務所と兼務しております。なお、当社は法律相談業務を同事務所に依頼しており取引関係がありますが、取引金額は2百万円未満であり、重要な取引関係ではありません。

社外監査役の岡住貞宏氏は井上・岡住司法書士行政書士事務所の共同代表を兼務しております。なお、当社は商業登記等司法書士業務を同事務所に依頼しており取引関係がありますが、取引金額は1百万円未満であり重要な取引関係ではありません。

社外監査役の田山毅氏は田山公認会計士事務所所長及び日水製薬株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と田山公認会計士事務所、日水製薬株式会社との間に取引関係はありません。

社外監査役の山本禎良氏は山本禎良公認会計士事務所の所長を兼務しております。なお、当社と同事務所との間に取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	福 永 健 司	当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、主に経営面での発言を行っております。
	小 嶋 一 慶	当事業年度に開催された12回の取締役会のうち11回に出席し、主に法律面の経験・見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	岡 住 貞 宏	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席し、経営面及び法律面の経験・見地から、適宜発言を行っております。
	田 山 毅	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
	山 本 禎 良	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

・福永健司氏

経営的な目線から経営計画の策定等に関し取締役会等において発言をいただくとともに計画の進捗状況等につき監督していただきました。

・小嶋一慶氏

他社とのM&Aや提携、さらに労務管理における留意点及び戦略等について、法令視点の見解を踏まえた積極的な助言・監督を行っていただいたことで、取締役会の実効性向上に貢献していただきました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新宿監査法人

(注) EY新日本有限責任監査法人は、2021年6月29日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。また、同株主総会で新たに新宿監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 監査役会は、過年度の監査実績及び会計監査人の職務遂行状況を分析・評価するとともに、当事業年度の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は相当であると判断、同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社都合の場合のほか、当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当する状況にあり、かつ、改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

毎月開催される取締役会には、原則として全ての役員が出席するものとし、各取締役は職務の執行状況について報告し、出席監査役は各取締役の業務執行状況を監督する。また、監査役による日常の業務監査によって、取締役の職務の執行が法令及び定款に反していないか監視する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報及び文書については、文書管理規程に従い適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制とする。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行うものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査責任者である内部監査室長をリスク管理責任者とし、部署横断的なリスク管理体制を構築する。内部監査の結果、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちにトップマネジメント、担当部署及び監査役に通報される体制とする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営計画のマネジメントについては、経営理念及び経営基本方針に基づき毎年策定される年度事業予算及び中期経営計画に従い、各業務執行ラインにおいて目標達成のための活動を行うものとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、業績報告を通じて定期的に検証を行う。
業務執行のマネジメントについては、取締役会規程において定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに従い業務を遂行するものとする。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
全使用人に法令及び定款の遵守を徹底させるため、代表取締役社長をコンプライアンス委員長とし、内部通報制度を構築する。万が一コンプライアンスに疑義のある行為が発生した場合には、その内容及び対処案がコンプライアンス担当役員を通じてトップマネジメント、取締役会及び監査役に報告される体制を構築する。また、各担当取締役はそれぞれの部署において適切な研修体制を構築し、内部通報窓口のさらなる周知徹底を図るものとする。
- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社と子会社の関係については、各子会社の独立性等を維持しつつ、子会社から当社への定期的な報告や、重要案件においては事前に協議を行うものとする。また、当社内部監査部門や監査役による監査を適宜行うことにより、業務執行の適正の確保に努めるものとする。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
内部監査を担当する内部監査室を監査役の職務を補助すべき部署とし、監査役の求めに応じて内部監査スタッフがその任に当たる。
- ⑧ 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人の任命、異動等については、事前に監査役会の同意を得るものとする。また、当該使用人の人事評価に際しては、監査役の意見を聴取するものとする。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。なお、当該報告及び情報提供の主なものは、次のとおりとする。
- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・ 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況

- ・ 内部監査部門の活動状況
 - ・ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ・ 稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 監査役、内部監査人及び監査法人の三者による意見交換会を定期的に開催するものとする。また、監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を聴取する機会を与えられるものとする。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
- ① 取締役の職務の執行について
- ・ 当社は、2021年6月29日に開催された取締役会において、代表取締役、取締役社長を選定しております。
 - ・ 当社は当期12回定時取締役会を実施し、取締役の職務の執行状況の報告を行っております。また、監査役は取締役会に出席し業務執行状況の監督を行いました。
 - ・ 取締役会議事録及び関係書類等取締役の職務の執行に係る各種書類については、法令、社内規程等に従い適切に保管しております。
 - ・ 取締役会において中期計画、年度計画に沿って事業が執行されているか報告、討議が行われ、検証が行われました。
- ② リスクマネジメントに対する取り組み
- ・ 内部通報制度を施行しており、従業員が直接コンプライアンス担当役員を通じてトップマネジメント、取締役会及び監査役に報告される体制を構築しました。また、通報した従業員には不利益な取扱いが行われないようにしております。
 - ・ 内部監査を行い、損失の危機のある業務執行がないか監視を行っております。
- ③ 使用人の職務の執行について
- ・ 従業員が遵守すべき社内規範や社内規程等は社内イントラネットへ掲載する等の方法により全従業員に周知を図っております。
 - ・ 内部監査を行い、従業員が社内規程等に従って業務を遂行しているか、逐次確認しました。
 - ・ 内部統制については、業務プロセスが妥当であるか業務実施者より資料収集、分析し、内部統制システムが有効に機能していることを確認、適宜見直しを行うことにより質の向上を図っております。
- ④ 監査役の職務の執行について
- ・ 監査役会は会計監査人と決算レビュー等を行い、年間の監査計画や監査が実効的に行われたことを確認しております。
 - ・ 当社は監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助する2名のスタッフを置き、当該スタッフの人事、評価に関しては監査役の意見を尊重する等、取締役からの独立性を確保しております。
 - ・ 監査役は取締役会等社内の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から必要な報告を受けております。また、稟議書等の重要な書類の閲覧により、十分な情報を得られるよう体制を整備しました。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,129,786	流 動 負 債	228,083
現金及び預金	508,350	支払手形及び買掛金	3,930
受取手形	32,065	短期借入金	125,000
売掛金	141,803	一年内返済予定長期借入金	4,008
商品及び製品	47,380	未払法人税等	24,032
仕掛品	133,314	賞与引当金	17,184
原材料及び貯蔵品	145,892	その他	53,927
その他	120,978	固 定 負 債	108,907
		長期借入金	104,990
固 定 資 産	575,552	退職給付に係る負債	3,917
有 形 固 定 資 産	120,081	負 債 合 計	336,990
土地	120,081	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	455,471	科 目	金 額
投資有価証券	399,818	株 主 資 本	1,368,348
その他	55,652	資本金	3,029,041
		資本剰余金	2,061,421
		利益剰余金	△3,720,124
		自己株式	△1,990
		純 資 産 合 計	1,368,348
資 産 合 計	1,705,338	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,705,338

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		647,576
売上原価		270,878
売上総利益		376,697
販売費及び一般管理費		498,916
営業損失		122,219
営業外収益		
受取利息	487	
為替差益	3,005	
保険解約返戻金	23,083	
その他の	5,711	32,287
営業外費用		
支払利息	641	
持分法による投資損失	152,733	
その他の	166	153,540
経常損失		243,472
特別利益		
固定資産売却益	371	371
特別損失		
減損損失	7,041	7,041
税金等調整前当期純損失		250,142
法人税、住民税及び事業税	8,625	8,625
当期純損失		258,767
親会社株主に帰属する当期純損失		258,767

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式
当 期 首 残 高	3,029,041	2,061,421	△3,461,357	△1,990
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△258,767	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計			△258,767	
当 期 末 残 高	3,029,041	2,061,421	△3,720,124	△1,990

残高及び変動事由	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当 期 首 残 高	1,627,116	2,166	1,629,282
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	△258,767		△258,767
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		△2,166	△2,166
当 期 変 動 額 合 計	△258,767	△2,166	△260,933
当 期 末 残 高	1,368,348	—	1,368,348

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
連結子会社の数 1社
主要な連結子会社の名称
株式会社ネオシルク化粧品
なお、従来連結子会社であった株式会社スカイライト・バイオテックは、2021年11月1日をもって当社と合併したため連結子会社ではなくなりました。
 - (2) 主要な非連結子会社の名称等
該当事項はありません。
 - (3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかった会社等の名称等
該当事項はありません。
 - (4) 支配が一時的であると認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項
該当事項はありません。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称
持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 2社
主要な会社等の名称
 - ① 非連結子会社
該当事項はありません。
 - ② 関連会社
株式会社CURED、株式会社AI Bio
 - (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等
該当事項はありません。
 - (3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社のうち関連会社としなかった会社等の名称等
該当事項はありません。
 - (4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項
該当事項はありません。
3. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ア. 満期保有目的の債券
移動平均法による原価法を採用しております。
 - イ. その他有価証券
・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用してお

ります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

長期前払費用

均等償却によっております。

なお償却期間については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結子会社の決算日に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

当社グループは従業員数300人未満の小規模会社であるため簡便法を採用しております。

退職給付債務の計算方法は、退職金規程に基づく従業員個別の要支給額と中小企業退職金共済制度からの期末時点における支給見込額に不足がある場合にその差額を引当金に計上する方法をとっております。

③ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、その見積り期間に応じて均等償却しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として3ヶ月以内、概ね6か月以内に回収しており、回収までに1年を超えるものは存在しないため、重大な金融要素の調整は行っておりません。また、販売契約後における値引き等はないため、変動対価はありません。

1. 抗体関連事業

抗体関連事業においては、診断試薬サービス、TGカイコサービス、検査サービスを行っており、EIAキット、抗体製品、体外診断用試薬等の抗体関連製品の販売、「抗体の作製、精製、標識」「細胞培養によるタンパク質製造」「抗体による測定系の開発」「受託試験」といった受託サービス及び血中リポタンパク質の詳細なプロファイリング等を行う検査解析サービスを行っております。

・EIAキット、抗体製品、体外診断用試薬等の製品の販売について

製品を出荷した時点において、TGカイコサービスの一部の抗体製品に関しま

しては、顧客の検収通知の受領をもって製品、サービス等に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益の認識をしております。

・受託サービスについて

受託製品の発送又は受託作業の結果報告書を発送した時点でサービス等に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益の認識をしております。

・検査サービスについて

検査結果をe-mail又は郵送で通知しており、通知した時点をもってサービス等に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益の認識をしております。

2. 遺伝子組換えカイコ開発事業

遺伝子組換えカイコ開発事業においては、研究開発活動のみで、販売等は行っておりません。

3. 化粧品関連事業

化粧品関連事業においては、主に化粧品の販売を行っております。販売の形態は通信販売及び大口の出荷販売を主としており、このような製品の販売については、製品を出荷した時点で製品の支配が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益の認識をしております。

(会計方針の変更)

・収益認識に関する会計基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当期連結会計年度の期首の利益剰余金の額に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、累積的影響額はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示することといたしました。

・時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(会計上の見積りに関する注記)

・投資有価証券に含まれるのれんの評価

1. 当連結会計年度計上額

科目名	金額
投資有価証券(株式会社CURED分)	375,434千円

2. 算定方法

持分法適用会社である株式会社CUREDに対する投資の帳簿価額に含まれているのれんの評価は、持分法適用会社の営業活動から生じる損益またはキャッシュ・フローが当期及び前期においてマイナスであることにより減損の兆候があると判断しましたが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

なお、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、当該持分法適用会社の情報を基に当社の作成した事業計画に基づいて行っております。

3. 主な仮定

株式会社CUREDののれんの評価における重要な仮定は、事業計画の基礎となる契約一時金等の收受見込及び研究開発費の使用見込であります。

4. 翌年度の連結計算書類に与える影響

持分法適用会社である株式会社CUREDに対する投資の帳簿価額に含まれているのれんは、将来キャッシュ・フローの減少により持分法による投資損失が発生することとなります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,359,909千円
2. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高	198千円
3. 担保資産	
(1) 担保に供している資産(帳簿価額)	
現金及び預金	34,148千円
(2) 担保に係る債務(帳簿価額)	
短期借入金	100,000千円

(連結損益計算書に関する注記)

当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途及び地域	種類	減損損失
抗体関連事業	土地	7,041千円

当社グループは、事業用資産においてはセグメント及び全社の区分を基準にグループニングを行っております。

その結果、当連結会計年度において時価及び収益性の近い将来における回復が見込めないと判断した資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

- 普通株式 9,314,590株
- 当連結会計年度に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
 - 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

(収益認識基準に関する注記)

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	抗体関連 事業	遺伝子組換え カイコ開発事業	化粧品関連 事業	合計
診断試薬サービス	503,813	—	—	503,813
TGカイコサービス	44,325	—	—	44,325
検査サービス	86,084	—	—	86,084
化粧品関連	—	—	13,352	13,352
顧客からの契約から生じる収益	634,223	—	13,352	647,576
外部顧客への売上高	634,223	—	13,352	647,576

- 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項」に記載のとおりであります。
- 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	
受取手形	29,868
売掛金	169,073
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	
受取手形	32,065
売掛金	141,803
契約負債 (期首残高)	12,613
契約負債 (期末残高)	198

(注) 契約負債の額は、連結貸借対照表においては流動負債の「その他」に含めて表示しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、11,286千円であります。また、当連結会計年度において契約負債が12,415千円減少した要因は、履行義務の充足により11,286千円（税抜）収益を認識したことによるものです。

- (2) 残存履行義務に配分した取引価格
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等を利用し、資金調達については銀行借入及び増資等による方針です。またデリバティブ取引は現在行っており、また投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外の取引先に対する外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、当社グループ業務に関連のあるベンチャー企業の株式等であり、株式は上場株式ではないため価格変動リスクはないものの、純資産額の低下による評価損計上のリスクに晒されております。また、関係会社及び取引先企業等に対し、貸付を行っております。

営業債務である買掛金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の仕入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金、短期借入金及び長期借入金で、運転資金及び事業拡大に伴う投資資金の増加への対応に係る資金調達であります。

デリバティブ取引については、現在行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、当社の販売管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期ごとに把握する体制としており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、現在行っておりませんが、行う場合は取締役会での決議によるものとしております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、外貨建ての債権債務の金額が大きいため、デリバティブを使用したリスクヘッジを行っておりませんが、原則として債務については債務の発生翌月に支払を行うことによりリスクを最小限に抑えるよう努めております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を確認し、帳簿価額との差額の把握に努めており、継続保有について見直しを行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告等や入金の状況に基づき、適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性の維持に努めることで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 受取手形	32,065	32,065	—
(2) 売掛金	141,803	141,803	—
(3) 短期貸付金(※1)	30,000	30,000	—
(4) 長期貸付金(一年内回収予定額)(※1)	81,528	81,528	—
資産計	285,397	285,397	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,930	3,930	—
(2) 短期借入金	125,000	125,000	—
(3) 長期借入金(一年内返済予定分含む)	108,998	108,856	△141
負債計	237,928	237,786	△141

※1 短期貸付金及び長期貸付金(一年内回収予定額)は、連結貸借対照表では流動資産の「その他」に含めております。

※2 市場価格のない株式等は、上記の表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	399,818

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	507,907			
受取手形	32,065	—	—	—
売掛金	141,803	—	—	—
短期貸付金	30,000	—	—	—
長期貸付金(一年内回収予定額)	81,528	—	—	—
合計	793,305	—	—	—

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金(一年内返済予定分含む)	4,008	5,889	18,185	27,187	21,805	31,924
合計	4,008	5,889	18,185	27,187	21,805	31,924

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(一年内返済予定分含む)	—	108,856	—	108,856
負債計	—	108,856	—	108,856

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金(一年内返済予定分含む)

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 146円92銭

2. 1株当たり当期純損失 27円78銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,108,698	流 動 負 債	194,640
現金及び預金	494,995	買掛金	3,930
受取手形	32,065	短期借入金	100,000
売掛金	141,046	未払金	36,921
商 品	1,088	契 約 負 債	198
製 品	25,252	未払法人税等	23,667
原 材 料	74,515	未払消費税等	7,644
仕掛品	133,314	預り金	5,396
貯蔵品	49,440	賞与引当金	16,882
短期貸付金	30,000		
一年内回収予定長期貸付金	120,000	固 定 負 債	83,917
その他	6,978	長期借入金	80,000
固 定 資 産	889,244	退職給付引当金	3,917
有 形 固 定 資 産	120,081	負 債 合 計	278,557
土 地	120,081	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	769,162	科 目	金 額
投資有価証券	24,384	株 主 資 本	1,719,385
関係会社株式	688,000	資 本 金	3,029,041
長期貸付金	100,000	資 本 剰 余 金	2,061,421
長期前払費用	1,266	資 本 準 備 金	2,061,421
保険積立金	35,189	利 益 剰 余 金	△3,369,088
その他	17,728	その他利益剰余金	△3,369,088
貸倒引当金	△97,405	繰越利益剰余金	△3,369,088
		自 己 株 式	△1,990
		純 資 産 合 計	1,719,385
資 産 合 計	1,997,942	負債及び純資産合計	1,997,942

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		603,855
売上原価		253,050
売上総利益		350,805
販売費及び一般管理費		453,720
営業損失		102,914
営業外収益		
受取利息	1,358	
為替差益	2,986	
受取ロイヤリティ	807	
保険解約返戻金	22,977	
業務受託手数料	560	
その他	4,902	33,592
営業外費用		
支払利息	474	
保険積立金調整額	121	
その他	45	641
経常損失		69,963
特別利益		
固定資産売却益	371	371
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	25,150	
関係会社貸倒引当金繰入額	13,842	
減損損失	7,041	46,034
税引前当期純損失		115,626
法人税、住民税及び事業税	8,015	8,015
当期純損失		123,641

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	3,029,041	2,061,421	2,061,421	△3,245,446	△3,245,446
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失				△123,641	△123,641
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計				△123,641	△123,641
当 期 末 残 高	3,029,041	2,061,421	2,061,421	△3,369,088	△3,369,088

残高及び変動事由	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△1,990	1,843,027	2,166	1,845,193
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失		△123,641		△123,641
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△2,166	△2,166
当 期 変 動 額 合 計		△123,641	△2,166	△125,807
当 期 末 残 高	△1,990	1,719,385	—	1,719,385

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
長期前払費用
均等償却によっております。
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員数300人未満の小規模会社であるため簡便法を採用しております。
退職給付債務の計算方法は、退職金規程に基づく従業員個別の要支給額と中小企業退職金共済制度からの期末時点における支給見込額に不足がある場合にその差額を引当金に計上する方法をとっております。
4. 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として3ヶ月以内、概ね6か月以内に回収しており、回収までに1年を超えるものは存在しないため、重大な金融要素の調整は行っておりません。また、販売契約後における値引き等はないため、変動対価はありません。
 1. 抗体関連事業
抗体関連事業においては、診断試薬サービス、TGカイコサービス、検査サービスを行っており、EIAキット、抗体製品、体外診断用試薬等の抗体関連製品の販売、「抗体の作製、精製、標識」「細胞培養によるタンパク質製造」「抗体による測定系の開発」「受託試験」といった受託サービス及び血中リポタンパク質の詳細なプロファイリング等を行う検査解析サービスを行っております。
 - ・EIAキット、抗体製品、体外診断用試薬等の製品の販売について

製品を出荷した時点において、TGカイコサービスの一部の抗体製品に関しましては、顧客の検収通知の受領をもって製品、サービス等に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益の認識をしております。

・受託サービスについて

受託製品の発送又は受託作業の結果報告書を発送した時点でサービス等に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益の認識をしております。

・検査サービスについて

検査結果をe-mail又は郵送で通知しており、通知した時点をもってサービス等に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益の認識をしております。

2. 遺伝子組換えカイコ開発事業

遺伝子組換えカイコ開発事業においては、研究開発活動のみで、販売等は行っておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

(会計方針の変更)

・収益認識に関する会計基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当期事業年度の期首の利益剰余金の額に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、累積的影響額はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

・時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

・関係会社株式の評価

1. 当事業年度計上額

科目名	金額
関係会社株式(株式会社CURED分)	678,200千円

2. 関係会社株式に関する評価

関係会社株式のうち株式会社CUREDについては、実質価額が取得価額に比べ著しく低下した場合、実質価額についても、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、相当の減額をしないことも認められております。減損損失の認識の判定において、事業計画から実質価額の回復見込額を算定し、帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

実質価額の回復見込額の算定は、当該関係会社の情報を基に当社の作成した事業計画に基づいて行っております。

3. 主要な仮定

実質価額が著しく低下している時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式である株式会社CUREDの回復可能性の判断における重要な仮定は、事業計画の基礎となる契約一時金等の收受見込及び研究開発費の使用見込であります。

4. 翌年度の計算書類に与える影響

当該関係会社株式である株式会社CUREDは、実質価格の回復可能性がなくなることにより、関係会社株式評価損が発生することとなります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,359,909千円
2. 関係会社に対する金銭債権	240,000千円
3. 関係会社に対する金銭債務	—千円
4. 担保資産	
(1) 担保に供している資産(帳簿価額)	
現金及び預金	34,148千円
(2) 担保に係る債務(帳簿価額)	
短期借入金	100,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引	5,439千円
営業取引以外の取引	1,816千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式	1,130株
------	--------

(収益認識基準に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	5,142千円
退職給付引当金	1,193千円
減価償却費	76,609千円
減損損失	174,230千円
研究開発費	152,070千円
投資有価証券評価損	44,231千円
棚卸資産評価損	14,182千円
繰越欠損金	542,629千円
貸倒引当金繰入超過額	29,669千円
その他	5,156千円
繰延税金資産小計	1,045,117千円
評価性引当額	1,045,117千円
繰延税金資産合計	一千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	住所	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係
		取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱ネオシルク化粧品	群馬県藤岡市	50,000	化粧品販売	(所有) 直接 100%	当社製品の販売 資金の援助
		(営業取引以外の取引) 資金の貸付 貸付金利息※2		10,000 871	長期貸付金※1	100,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 株式会社ネオシルク化粧品への貸付金につき97,405千円の貸倒引当金を計上しております。なお、当事業年度の同社の財務状況を勘案し、前事業年度に計上していた貸倒引当金を洗い替え、関係会社貸倒引当金繰入額を13,842千円計上しております。

※2 資金の貸付は市場金利を勘案し、双方協議の上、合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

関係会社

種類	会社等の名称 又は氏名	住所	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係
		取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関係 会社	㈱AI Bio	東京都中央区	10,000	抗体医薬品 及び診断薬 候補の抗体 作製	(所有) 直接 49%	出資、役員 の 兼任
		(営業取引以外の取引) 資金の貸付		140,000	短期貸付金 長期貸付金(1 年内回収予定)	20,000 120,000
		貸付金利息※		385		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

※ 資金の貸付は市場金利を勘案し、双方協議の上、合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 184円61銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 13円27銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社免疫生物研究所
取締役会 御中

新宿監査法人

東京都新宿区

指 定 社 員 公認会計士 田 中 信 行
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 寛 司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社免疫生物研究所の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社免疫生物研究所
取締役会 御中

新宿監査法人

東京都新宿区

指 定 社 員 公認会計士 田 中 信 行
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 寛 司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社免疫生物研究所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

株式会社免疫生物研究所 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 岡 住 貞 宏 ㊟

社 外 監 査 役 田 山 毅 ㊟

社 外 監 査 役 山 本 禎 良 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員6名が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	せいとう つとむ 清藤 勉 (1944年9月29日生)	1964年9月 国立がんセンター研究所病理学部技官 1975年4月 新潟大学医学部第1病理学教室技官 1978年9月 株式会社日本抗体研究所入社 1982年9月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2001年3月 株式会社ジーンテクノサイエンス設立 代表取締役 2009年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2009年8月 株式会社ネオシルク代表取締役 2011年6月 株式会社トランスジェニック社外取締役(現任) 2013年7月 株式会社スカイライト・バイオテック 代表取締役会長 2021年2月 株式会社AI Bio代表取締役社長(現任)	1,123,700株
2	なかがわ まさと 中川 正人 (1962年8月5日生)	1983年4月 株式会社ウェッズ入社 2007年10月 当社入社 2008年4月 当社財務経理部長 2008年6月 当社取締役財務経理部長兼社長室長 2013年7月 株式会社スカイライト・バイオテック 取締役 2013年7月 当社取締役事業統括推進本部長兼財務 経理部長 2015年10月 株式会社スカイライト・バイオテック 監査役 2018年4月 当社取締役事業グループ管理本部長兼 診断・試薬事業本部長 2019年6月 株式会社CURED社外取締役(現任) 2021年2月 株式会社AI Bio監査役(現任) 2021年6月 当社常務取締役業務執行責任者兼事業 グループ管理本部長(現任)	9,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	まえだ まさひろ 前田 雅弘 (1957年10月15日生)	1982年4月 株式会社ニチレイ入社 1986年4月 東海大学医学部移植学教室出向 1989年9月 米国ホワイトヘッド生物医学研究所出向 1994年4月 当社入社 2001年4月 当社研究開発部長 2001年6月 当社取締役研究開発部長 2013年10月 当社取締役診断・試薬事業部長兼研究開発部長 2015年10月 株式会社スカイライト・バイオテック取締役 2018年4月 株式会社スカイライト・バイオテック取締役社長 2018年4月 当社取締役臨床検査事業部長兼グループ製品渉外担当 2021年2月 株式会社AI Bio取締役(現任) 2021年6月 当社取締役抗体関連事業本部長兼臨床検査事業部長(現任)	14,500株
4	おの でら しょうこ 小野寺 昭子 (1961年5月15日生)	1985年4月 当社入社 2001年4月 当社総務・経理部長 2001年6月 当社取締役総務・経理部長 2007年10月 当社取締役管理部長 2008年6月 当社執行役員人事総務部長兼内部監査室長 2011年6月 当社取締役人事総務部長兼内部監査室長(現任) 2013年7月 株式会社スカイライト・バイオテック監査役 2013年11月 株式会社ネオシルク化粧品設立 代表取締役社長(現任)	50,000株
5	ふくなが けんじ 福永 健司 (1969年8月13日生)	1993年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1997年6月 公認会計士登録 2006年8月 福永公認会計士・税理士事務所開設代表 2009年6月 株式会社トランスジェニック取締役 2010年6月 同社代表取締役社長(現任) 2011年6月 当社社外取締役(現任) 2013年4月 株式会社新薬リサーチセンター代表取締役社長(現任) 2013年10月 株式会社ジェネティックラボ代表取締役社長 2017年11月 株式会社TGビジネスサービス代表取締役社長(現任) 2018年3月 株式会社安評センター代表取締役社長(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	こじま いっけい 小嶋 一慶 (1983年1月2日生)	2010年12月 弁護士登録 2010年12月 たかさき法律事務所入所 2014年7月 弁護士法人ゆうあい綜合法律事務所東京事務所(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 取締役候補者のうち当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
福永健司氏は、株式会社トランスジェニック、株式会社新薬リサーチセンター、株式会社T G ビジネスサービス及び株式会社安評センターの代表取締役社長を兼務しており、当社は株式会社トランスジェニックと包括的業務提携を行っております。また、上記各社と当社との間に取引関係はありません。
小嶋一慶氏は、弁護士法人ゆうあい綜合法律事務所東京事務所に勤務しておりますが、当社は法律相談業務を同事務所に依頼しており、取引関係があります。
2. 福永健司氏は社外取締役候補者であります。社外取締役候補者として選任した理由は、株式会社トランスジェニックをはじめ4社の代表取締役を務めていることから経営面での知見を有しており、また公認会計士としての経験・識見が豊富であることから社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。社外取締役として期待する役割につきましては、経営的な目線から経営計画の策定等に関し取締役会等において発言いただくとともに計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって11年となります。
3. 小嶋一慶氏は社外取締役候補者であります。弁護士として企業の法令に関する相談等に関わることで企業経営全般的な視点を持ち、また、独立した立場からの指摘、提言等が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。社外取締役として期待する役割につきましては、高度かつ専門的な知識による視点から他社とのM&Aや提携、さらに労務管理における留意点及び戦略等について、法令視点の見解を踏まえた積極的な助言・監督を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献いただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は現在、福永健司氏及び小嶋一慶氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員3名が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	おかずみ さだひろ 岡住 貞宏 (1967年6月2日生)	1994年5月 司法書士登録 1994年5月 司法書士岡住事務所開設 2008年7月 行政書士登録 2011年5月 群馬司法書士会会長 2013年6月 日本司法書士会連合会理事 2015年6月 東日本中小企業再生協同組合理事(現任) 2018年1月 井上・岡住司法書士行政書士事務所開設 共同代表(現任) 2018年6月 当社社外監査役(現任)	一株
2	たやま たけし 田山 毅 (1971年1月17日生)	1993年10月 会計士補登録 1997年4月 公認会計士登録 1997年10月 税理士登録 2001年4月 田山公認会計士事務所設立 所長(現任) 2007年6月 日水製菓株式会社監査役(現任) 2014年6月 当社社外監査役(現任)	一株
3	新任 よしだ のぶあき 吉田 信昭 (1948年12月13日生)	1977年11月 吉田信昭税理士事務所開業 代表 1983年3月 株式会社吉田会計(現株式会社幸思縁)設立 代表取締役(現任) 1983年9月 パワーズ・ジャパン株式会社設立 代表取締役 1985年4月 吉田労務管理事務所(現日本クレアス社会保険労務士法人高崎本部吉田労務)開業 代表 1993年10月 株式会社エフピシー(現株式会社FPサポート)設立 代表 2002年4月 税理士法人高崎ビジネススクエア(現日本クレアス税理士法人 高崎本部吉田会計)設立 代表社員 2020年8月 日本クレアス社会保険労務士法人 高崎本部長(現任)	一株

- (注) 1. 監査役候補者のうち当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
岡住貞宏氏は、井上・岡住司法書士行政書士事務所の共同代表であります。当社は商業登記等の業務を同事務所に依頼しており、取引関係があります。
吉田信昭氏は、日本クレアス社会保険労務士法人の高崎本部長の職にありますが、当社は同氏が本部長を務める同社会保険労務士法人と顧問契約を締結しております。
2. 候補者岡住貞宏、田山毅及び吉田信昭の各氏は社外監査役候補者であります。

3. 岡住貞宏氏を社外監査役候補者とした理由は、司法書士及び行政書士としての専門的な知識・経験及び会社経営の経験を活かし、客観的かつ独立した公正な立場に立って、主に経営面や法律面での監督機能の強化を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 田山毅氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有していることから、財務面において豊富な経験、深い知見を有しており、主に財務面での監督機能の強化を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
5. 吉田信昭氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士、社会保険労務士の資格を有しており、会計事務所・労務管理事務所において税務実務・労務管理経験が豊富であることから、財務面において豊富な経験、深い知見を有しており、主に財務面・労務管理面での監督機能の強化を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
6. 当社は田山毅氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
7. 当社は現在、岡住貞宏氏及び田山毅氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、吉田信昭氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

株主総会会場ご案内図

株主総会は、ビエント高崎602号室で開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。

